

令和3年5月農業委員会  
定例委員会議事録

鳥栖市農業委員会事務局

1. 開催日時 令和3年5月20日(木)

開会 午前9時26分

閉会 午前9時57分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬秀利	出
2	大石則子	出
3	上種正博	出
4	佐藤敏嘉	出
5	田代英毅	出
6	中島俊男	出
7	西依誠	出
8	久富正ノ介	出
9	松隈邦博	出
10	宮原一美	出
11	脇善治	出

4. 記事日程

第1 議事録署名委員の氏名

10番 宮原一美 委員 11番 脇善治 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 木附良介

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農用地利用集積計画について	169件
報告第1号	農地法第5条の規定による届出について	5件
報告第2号	農地法第18条の規定による通知について	18件

5. 農業委員会事務局職員

庄山裕一            武田隆洋            木附良介  
江田征樹

6. その他出席

傍聴者      0名

## 議事録

議 長	<p>それでは、ただいまより、令和3年5月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。</p> <p>本日の出席者は11名、欠席者はありません。 定足数に達しておりますので、定例会は成立をいたしております。</p> <p>また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号10番、〇〇 〇〇委員と議席番号11番、〇 〇〇委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記につきましては事務局の〇〇氏にお願いをいたします。</p> <p>それでは、ただいまから議案審議に入ります。 まず初めに、議案第1号を議題といたします。 農地法第3条の規定による、許可申請について7件、10筆でございます。</p> <p>議案第1号、番号1から番号4の案件につきましては、関連することから一括して審議をいたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい、それでは議案第1号、農地法第3条の規定による、農地等の所有権移転について5件、5筆、賃借権設定について2件、5筆の申請がございましたので承認を求めます。</p> <p>それでは1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号、番号1から番号4の案件につきましては、関連することから一括して説明をさせていただきます。</p> <p>番号1から番号4の案件につきましては、収用により農地面積が減少し、耕作不便となったため、譲渡人から経営規模拡大を考えていた、譲受人への所有権移転でございます。譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上、議案第1号、番号1から番号4の案件についての説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>ないようでございますので、質疑を終了いたします。 これより、採決に入ります。 議案第1号、番号1から番号4の案件について許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。 よって、本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 次に、議案第1号、番号5の案件について審議いたします。 事務局の説明を求めます。</p>

事務局 議案第1号、番号5の案件につきましては、高齢により経営規模縮小を考えていた譲渡人から、経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号5の案件についての説明とさせていただきます。

議長 はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号5の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって、本件は、原案のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第1号、番号6の案件につきまして審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、2ページをお願いいたします。

議案第1号、番号6の案件につきましては、市街化区域内の農地のため、農業経営基盤強化促進法での利用権設定でなく、農地法第3条での賃借権設定でございます。

借受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号6の案件についての説明とさせていただきます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号6の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。  
よって、本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。  
次に、議案第1号、番号7の案件について、審議をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号7の案件につきましても、市街化区域内の農地のため、農業経営基盤強化促進法での利用権設定ではなく、農地法第3条での賃借権設定でございます。

借受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号7の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号7の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって、本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について2件、9筆でございます。

議案第2号、番号1、番号2の案件につきましては、関連することから一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、所有権移転に係るものが1件、1筆、賃借権設定に係るものが1件、8筆の申請がございましたので、承認を求めます。

議案第2号、番号1、番号2の案件につきましては、関連することから一括して説明をいたします。

申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、借受人の所有する資材置場が公共事業で収用されるに伴い資材置場が不足するため、農地転用申請をされたものでございます。

農地区分につきましては、第2種農地と判断しております。判断基準につきましては、後ほど説明をいたします。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は地下浸透及び南側の既存水路に放流される計画となっております。

また、資金計画については、通帳の写しが添付されております。

2ページに位置図、3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

次に、農地区分及び許可の基準について説明をいたします。本日お持ちいただいている、農業委員会研修テキストシリーズ2の24、25ページをお願いいたします。24ページのフロー図、左側の農地区分の第2種農地の部分を御覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地に該当することから、第2種農地と判断しております。

次に、許可の基準といたしましては、第2種農地の右側に記載されていますが、立地基準では、第3種農地に立地困難な場合に該当するため、農地転用は許可し得ると判断いたします。

以上、議案第2号、番号1、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議 長 はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。  
〇〇委員。

10番委員 10番委員〇〇です。担当委員として一言申し添えいたします。  
5月13日に会長と私と〇〇推進委員、それから事務局のほうで現地を確認いたしました。

今回の申請地は、〇〇町に所在する農地になります。転用の際には、側溝を作り、土留めを行う等の被害防除措置を十分に行い、土地や排水の流出には注意するという事で、隣接地の所有者から同意を得てあります。また、上記の点について地元にも説明されており、区長、生産組合長からの同意も得てあります。

これらの点から勘案いたしますと、今回の農地転用で周囲に影響が出るとは考えづらく、農地転用について特段の問題等はないと思われまます。

以上、担当委員からの意見となります。

議 長 はい、ありがとうございます。ほかに、ございますかね。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

いいですかね。

〇〇委員の方から御意見を色々いただきましたけれども、他にないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。  
よって、本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。  
次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積計画について169件、332筆でございます。  
議案第3号、番号1から番号169につきましては、一括して審議をいたし  
ます。  
事務局より説明を求めます。

事務局

はい、それでは5ページから45ページをお願いいたします。  
議案第5号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進  
事業により169件、332筆の申出がございましたので、農業経営基盤強化  
促進法第18条の規定に基づき、設定を求めるものでございます。

内訳につきましては、27ページ、44ページ及び45ページの農用地利用  
集積計画集計表をもとに、一括して御説明をさせていただきます。  
まず、27ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)、地目別設定面積について、地目「田」、「畑」  
の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が30万1,107.06平  
方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について作物名、「水稻」、「その他」の設定  
面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で、賃借権が  
155件、24万8,751.06平方メートル、使用貸借権が37件、5万  
2,356平方メートルとなっており、総合計192件、30万1,107.  
06平方メートルとなっております。

次に、2の所有権移転につきまして、設定件数は1件、地目「田」の設定面  
積は1,748平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人94名、借人30名、渡人1  
名、受人1名、申請枚数は98枚となっております。

続きまして、44ページをお願いいたします。

中間管理機構との貸借でございます。

1の利用権設定の中の(1)、地目別設定面積について、地目「田」の設定面  
積は記載のとおりでございまして、合計が25万3,615平方メートルと  
なっております。

次に、(2)の作物別設定面積について作物名「水稻」の設定面積と件数につ  
きましては、記載のとおりでございまして、合計で、賃借権が135件、25  
万2,021平方メートル、使用貸借権が5件、1,144平方メートル、総  
合計が140件、25万3,165平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人71名、借人1名となってお  
り、申請枚数は71枚となっております。

45ページを御覧ください。このページは、27ページと44ページの合計  
の集計表となります。

1の利用権設定の中の(1)、地目別設定面積について、地目、「田」、「畑」の設定面積は記載のとおりでございます、合計が55万4,272.06平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について作物名、「水稻」、「その他」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございます、合計で、賃借権が290件、50万772.09平方メートル、使用貸借権が42件、5万3,500メートルとなっております、総合計が332件、55万4,272.06平方メートルとなっております。

次に、2の所有権移転につきまして、設定件数は1件、地目「田」の設定面積は1,748平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人165名、借人31名、渡人1名、受人1名、申請枚数は169枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第3号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、議案第3号、番号1から番号169の案件について質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1から番号169の案件について、承認することに賛成の皆様方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって、本件は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、報告第1号、報告第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、46ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る土地につきまして、所有権移転に係るものが5件、8筆提出され、市街化区域農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、47ページから50ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして18件、30筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡6カ月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号、報告第2号の説明とさせていただきます。

議長 はい、ありがとうございます。ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員の皆様のお目どおし方、よろしく願いをいたします。  
次に、その他の事項で事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは資料2、資料3をお願いいたします。  
このことにつきまして、今月の19日まで、市のホームページなどで意見の募集を行いました。御意見等はありませんでした。

それでは、資料2の「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について御説明いたします。

資料2、1ページを御覧ください。

まず、Ⅰの農業委員会の状況でございますが、農林水産省統計に基づき、耕地面積が1,270ha、農林業センサス2015に基づく経営耕地面積が825ha、昨年実施した農地利用状況調査等により把握した遊休農地の実数、農家台帳の総面積を記載しております。

また、農林業センサス2015に基づき、総農家数、自給的農家数、販売農家数、農業就業者数等を記載しております。

次に、認定農業者、基本構想水準達成者、認定新規就農者、農業参入法人、集落営農経営については、農林課への調査により示しております。

次に、Ⅱ 農業委員会の現在の体制ですが、令和2年度から始まった新体制に基づいて委員数を記載しております。現在の農業委員等の任期は昨年改選がありましたので、令和5年7月19日までとなっております。

2ページを御覧ください。

担い手への農地の利用集積、集約化についての市の現状及び課題についてですが、管内の面積は先ほど述べました農水省統計による面積、これまでの集約面積は担い手への集約面積について農林課への調査により記載しております。

続いて、2の目標及び実績ですが、目標は前年の実績から記載しております。また、令和2年度の実績も農林課への調査により記載しております。集積に関しましては、担い手の減少もあり、946haと前回と比べ、18ha減少しております。

目標及び活動に対する評価としまして、本市の場合、ほとんどの農地が担い手へ集積されており、新規就農者や法人の新規参入などの新たな担い手への集積が進むことは困難であると思われる中で、高齢化等を理由に大規模農家の離農、規模縮小が見られたものによると分析します。

それでは3ページを御覧ください。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入等についてですが、過去数年は、0件から1件の間を推移しています。令和2年度は、新たな経営体の参入はありませんでした。

この計画等は1年単位で作成するものですが、農業委員会としては、もう少し長いスパンで、支援していきたいと考えているところです。

4ページを御覧ください。

Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価についてですが、管内の面積は、農水省の統計による面積1,270haに、前年度の遊休農地調査で把握した遊休農地7.8haを加えたものです。

以上、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についての説明とさせていただきます。

続きまして、資料3 1ページをお願いします。「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について御説明いたします。それでは内容に入ります。

農業委員会の状況等の数値の基礎は令和2年度の点検、評価でも述べましたとおり、農水省の統計、農林業センサス2020に基づいて算出しております。また、農業委員会の体制については、現在の委員の数を記載しております。

2ページを御覧ください。

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、目標値については、令和2年度の実績である946haから1ha増やすという内容です。

年々、農地面積、集積面積が減少してきている状況の中、少しでも担い手へ農地の集積を増やしていくため、努力していきたいということでの目標となります。

次に、Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが、ここ数年の新規参入者数が少ないことから、最低でも1経営体を目標としております。

3ページを御覧ください。

Ⅳ 遊休農地に関する措置についてですが、遊休農地は、今後、担い手不足により増加傾向にあると見込んで、解消面積の目標値としては1haに設定しております。

以上、御説明とさせていただきます。

この後、御承認いただきましたら、県に提出することになりますが、県から修正がありましたら、修正したものを再度お渡しすることになりますので、またよろしく願いいたします。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。ただ今の説明の中で、何か皆さんから御質問等ございましたらお願いをいたしたいと思っております。

(発言する者なし)

ありませんかね。

ないようでございますので、事務局から何かあれば。

事務局からもないようでございます。

これ以外について、何かございましたら。

(発言する者なし)

いいですか。もう終了しても、ようございますかね、そしたら。  
〇〇委員どうぞ。

1 番委員

1 番〇〇です。  
新規就農者について、農協はチラシ等ありますけれども、鳥栖市としてはそこら辺の取組みは何もあっていないような感じもしますけれども、農協はもちろん、鳥栖市としても新規就農者、百姓は横ばいと。頑張らんかいつていう、そういう提案をされた方がいいんじゃないかなろうかと思います。あんま、大したことじゃなかばってんが。  
そういう気持ちを持っております。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。確かに、鳥栖市で新規就農という方もほとんどありませんし、新規就農者につきましても、もう定年後の就農というのがほとんどじゃないかということで思っております。  
ぜひ、若い人の新規就農をお願いしたいということで思っております。  
この質問につきましては、特に回答とかは。  
よかですね、分かりました。  
この件につきましては、関係部署のほうにも報告をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。  
ほかには、御意見ありませんかね。

(発言する者なし)

それでは、ないようでございますので、次回の鳥栖市農業委員会定例会につきましては、令和3年6月18日金曜日、9時30分より、本庁の2階第1会議室で開催の予定をいたしております。  
それでは、以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長

委 員

委 員

